

備前市市民センター 使用料のご案内

(単位：円) (付属設備)

【令和元年10月1日より】

使用区分		収容人員(人)	午前 9~12	午後 13~17	夜間 18~21	昼間 9~17	昼夜間 13~21	全日 9~21	冷暖房 (1時間 当たり)	区分	設備器具名	1回につき	単位	区分	設備器具名	1回につき	単位
使用場所	使用日																
ホー ル	平 日	790	9,300	17,090	20,990	28,030	37,330	46,760	6,280	舞台関係諸道具等	音 響 反 射 板	3,770	1 式	音響器具等	拡 声 装 置	3,770	1 式
	土・日・祝		11,060	20,490	25,140	33,560	44,750	56,060			所 作 台	2,510	1 式		ス テ ー ジ ス ピ ー カ ー (A)	1,880	1 式
リハーサル室(第2講座室)		70	1時間当たり 750						620		所 作 台 ( 花 道 )	620	1 式		ス テ ー ジ ス ピ ー カ ー (B)	2,510	1 式
舞 の 台 み	平 日		2,380	4,400	5,400	7,290	9,680	12,060	6,280		平 台	120	1 枚		C D プ レ ー ヤ ー	370	1 台
	土・日・祝		2,890	5,280	6,530	8,670	11,560	14,450			金 屏 風	1,250	1 双		テ ー プ レ コ ー ダ ー	370	1 台
ホ ワ イ エ の み	平 日		1,250	2,260	2,760	3,640	4,770	6,030	560		大 太 鼓	1,000	1 式		ワ イ ヤ レ ス マ イ ク ロ ホ ン	1,250	1ch
	土・日・祝		1,500	2,640	3,260	4,400	5,780	7,290			演 台	750	1 式		コ ン デ ン サ ー マ イ ク ロ ホ ン	620	1 本
楽屋1・2・3・4		合計 15	各 250	各 500	各 620	各 880	各 1,250	各 1,500	各 180		司 会 者 台	120	1 台		ダ イ ナ ミ ッ ク マ イ ク ロ ホ ン	370	1 本
1F	美 術 工 芸 室	24	1時間当たり 620						370		指 揮 台	250	1 台		調 光 装 置	3,770	1 式
2F	第 1 講 座 室	72	1時間当たり 620						370		指 揮 者 用 譜 面 台	120	1 台		フ ッ ト ラ イ ト ( 舞 台 前 )	1,000	1 列
3F	視 聴 覚 室	84	1時間当たり 880						520	楽 団 用 譜 面 台	60	1 台	フ ッ ト ラ イ ト ( 花 道 )	620	1 列		
4F	第 1 会 議 室	20	1時間当たり 500						290	松 竹 羽 目	1,500	1 式	ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1,250	1 列		
	第 2 会 議 室	12	1時間当たり 500						290	毛 せ ん	250	1 枚	ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1,000	1 列		
	第 1 講 習 室	36	1時間当たり 500						290	地 絊	370	1 枚	ボ ー ダ ー ラ イ ト	1,250	1 列		
	第 2 講 習 室	36	1時間当たり 500						290	紗 幕	370	1 枚	サ ス ペ ン シ ョ ン ラ イ ト	1,630	1 列		
	調 理 実 習 室	36	1時間当たり 620						370	長 布 団	250	1 枚	ス ポ ッ ト ラ イ ト ( 1 K W )	250	1 台		
	談 話 室		1時間当たり 500						290	上 敷	120	1 枚	ス ポ ッ ト ラ イ ト ( 5 0 0 W )	180	1 台		
	茶 室		1時間当たり 500						290	め く り 台	60	1 台	ク セ ノ ン ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	1,000	1 台		
	軽 運 動 室		1時間当たり 500						290	ピ ア ノ ( フ ル コ ン )	3,770	1 台	ハ ロ ゲ ン ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	370	1 台		
	託 児 室		1時間当たり 500						290	ホ ワ イ ト ボ ー ド	120	1 台	カ ラ ー フ ィ ル タ ー	250	1 枚		
				1時間当たり 500						290	展 示 パ ネ ル	120	1 台	ミ ラ ー ボ ー ル	620	1 台	
<p>(1) 使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は営利、営業宣伝その他これに類する目的で使用するときは、基本使用料の10分の5に相当する額を加算する。</p> <p>(2) 使用時間を計算する場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは、切り捨てる。</p> <p>(3) ホール又は舞台、ホワイエ若しくは楽屋について、許可を受けた時刻を超過し、又は繰り上げて使用する場合(9時から21時までの間の使用に限る。)において、その時間が1時間までのときは、当該許可を受けた使用時間区分の基本使用料に1.4を乗じて得た額をそれぞれ徴収する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(4) 9時以前又は21時以後の使用については、その使用する時間1時間につき、ホールにあっては1万8,850円を、リハーサル室にあっては3,770円を、ホール及びリハーサル室以外の施設にあっては基本使用料の額に1.4を乗じて得た額をそれぞれ徴収する。</p>										机 ( 舞 台 用 )	120	1 脚	備考	この表の「1回につき」は午前・午後・夜間それぞれの使用時間の1区分を示す。			
										椅子 ( 舞 台 用 )	60	1 脚					
										設 備 器 具 名	1時間につき	単位					
										コ ン セ ン ト	120	1 個					

※ホール使用料は、観客席・舞台・ホワイエ・楽屋の使用料を含む。